

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	126 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	86 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	91 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	56 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から昭和59年3月まで

私の国民年金については、姉が、私の将来のことを考えて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。加入手続きをした時点において、60歳まで保険料を納付しても満額の年金をもらうことができないことが分かっていたので滞ることなく保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、平成元年度以降は、基本的に保険料を前納し、60歳到達後も任意加入して前納している。

また、申立期間前後の期間は保険料を現年度納付しているとともに、申立人の国民年金の加入手続きをして保険料を納付していたとする姉は、国民年金に加入するに至った経緯、加入状況及び保険料の納付場所、納付方法等について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年3月まで

私の国民年金は、結婚したころ、夫が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。夫から、加入した後に納付可能な保険料はすべて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金制度発足の昭和36年4月から平成9年3月までの保険料を納付しているとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年8月ごろ及び申立人が所持する国民年金手帳により確認できる申立期間直後の41年4月から同年12月の保険料を納付した41年11月の時点で、申立期間は、いずれも保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年4月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた会社の社長が納付してくれていたと思う。当時、給料から国民年金保険料が引かれていたことを記憶しており、保険料等が控除されていたことが記載されている当時の給与明細も所持している。また、当時、同僚の給与明細にも同様に記載されていたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に勤務していた会社の社長夫婦及び同僚2名は、申立期間を含めて、自身の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。また、申立人が所持する給与明細について記載された給料封筒には、国民年金保険料のほか国民健康保険料、銀行預金積立金等の控除が記載されており、記載内容に不自然な点は見受けられない。さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立人が当時勤務していた会社の現社長(当時の社長の子)によると、保険料が控除されていた明細があるのなら、父親の実直な気質から、保険料を納付していたはずであると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月、58年1月から同年3月までの期間、62年3月、平成元年12月から2年3月までの期間及び3年11月から4年3月までの期間の付加保険料について、並びに平成7年2月の国民年金保険料については付加保険料を含めて、いずれも納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和62年3月
④ 平成元年12月から2年3月まで
⑤ 平成3年11月から4年3月まで
⑥ 平成7年2月

私は、町内会の役員に勧められて付加保険料の納付を申し込み、以降、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。保険料の納付は、定額保険料と付加保険料が一緒の納付書により、妻が夫婦二人分を一緒に金融機関で納付したはずである。申立期間①から⑤の付加保険料及び申立期間⑥の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、47年10月以降は、申立期間を除き付加保険料をすべて納付している。

(1) 申立人の年度別納付状況リスト及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間①の昭和47年9月に付加保険料の納付申込をしていることが確認でき、申込手続を行いながら付加保険料の納付を行わなかったとは考え難く、また、申立期間②から⑤については、いずれも前後の保険料は付加保険料を含めて納付しており、さらに、申立期間⑤について

は、保険料を納付していたとする妻の当該期間の付加保険料は納付済みであることが確認できるなど、申立期間①から⑤の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

(2) 申立期間⑥については、当該期間直前の保険料は付加保険料を含めて納付している上、妻は当該期間の定額保険料は納付済みであることが確認できるなど、当該期間の定額保険料及び付加保険料が未納となっていることは不自然である。

(3) 加えて、申立人は、付加保険料を納付するに至った経緯等について具体的に記憶しているとともに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする妻は、保険料の納付方法、納付場所等の納付状況について具体的に説明している上、申立人夫婦が居住している市では、定額保険料と付加保険料が一緒になった納付書を発行していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和47年9月、58年1月から同年3月までの期間、62年3月、平成元年12月から2年3月までの期間及び3年11月から4年3月までの期間の付加保険料について、並びに平成7年2月の国民年金保険料については付加保険料を含めて、それぞれ納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間、62年3月、平成元年12月から2年3月までの期間、7年2月、同年3月、8年2月及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和62年3月
③ 平成元年12月から2年3月まで
④ 平成7年2月及び同年3月
⑤ 平成8年2月及び同年3月

私は、町内会の役員に勧められて付加保険料の納付を申し込み、以降、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。保険料の納付は、定額保険料と付加保険料が一緒の納付書により、夫婦二人分を一緒に金融機関で納付してきたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、47年9月以降は、申立期間を除き付加保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間前後の付加保険料は、いずれも納付しているとともに、付加保険料を納付するに至った経緯及び保険料の納付方法、納付場所等の納付状況について具体的に記憶している上、申立人夫婦が居住している市では、定額保険料と付加保険料が一緒になった納付書を発行していたことが確認できるなど申立内容に不自然さは見られず、申立期間の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険

料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和56年4月から60年6月まで

私は、家庭の事情により、昭和55年4月から一年間の夫婦の保険料について申請免除の手続をしたが、その後の56年4月からの保険料については、免除手続をした記憶は無く、市役所出張所で夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間①について、夫は申請免除であるのに、私は未納とされていること、申立期間②については、夫婦共に申請免除及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を申請免除するに至った経緯、免除手続の状況等について具体的に説明しているとともに、その夫は、当該期間について国民年金保険料を申請免除している。また、保険料の免除については、原則、世帯単位で取り扱われることから、申立人の当該期間の保険料が申請免除ではなく未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料は、申立人夫婦共に、同一の期間が申請免除及び未納であるとともに、当該期間のうち、59年7月から60年3月の保険料は、夫婦共に59年10月に免除申請していることが確認できる。また、申立人は、保険料を追納した記憶は無いと説明するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当該期間直後の昭和60年7月から61年3月までの保険

料を62年10月に過年度納付していることが確認でき、その時点で、当該期間の保険料は時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び44年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和44年12月

私の両親は、昭和36年5月頃私の国民年金の加入手続をし、自宅に集金に来た町の職員に申立期間①の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②の保険料は私が郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に達するまで国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年4月時点では、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することができる上、両親が毎月自宅に来た町職員に保険料を納付し、職員が、保険料集金台帳に確認印を押していたとする説明は、申立人が当時居住していた町の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と一致している上、当該期間の直後の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立期間②については、当該期間の直後の保険料が納付済みとなっており、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から49年8月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 平成元年3月から同年7月まで

私は、昭和36年4月から平成6年3月まで区役所出張所に3か月ごとに
出向いて国民年金保険料を納付してきた。申立期間②及び③については、付
加保険料も含めて納めていた。申立期間の大半が未加入で保険料が未納とさ
れていることに納得できない。また、申立期間②及び③については、付加保
険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所が保有する還付・充当・死亡一時金
等リストによると、当該期間の前の昭和57年10月から同年12月までの保険
料及び58年10月から同年12月までの保険料が重複納付されたため、59年5
月24日に還付決議されており、当該還付決議時点で、当該期間の保険料が未
納であったとすれば、還付金を時効期間が経過していない当該期間の保険料に
充当すべきであるが、充当処理が行われていないことから、還付当時は、当該
期間は未納期間とされていなかったと考えられる。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を
納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間
①については、申立人が居住していた区では昭和44年度までは印紙検認方式
により保険料を収納していたが、申立人は印紙検認による納付の記憶が無い上、
申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年11月時点では、当
該期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間であり、

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立期間③については、申立人は、60歳以降の平成元年8月に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、加入時からさかのぼって保険料を納付することはできず、また、付加保険料も制度上、納付申立時からさかのぼって納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年度のうち4か月及び37年度のうち7か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年度のうち4か月
② 昭和37年度のうち7か月

私は、自宅に来た区役所職員に勧められ、昭和35年に国民年金に加入した。国民年金保険料を納付しないことはなかったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に夫婦二人で国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月及び7か月といずれも短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳等により被保険者資格の取得日は昭和35年10月1日であることが確認でき、印紙検認により保険料を納付したとする納付方法は、当時居住していた区の納付方法と合致していること、さらに社会保険庁の記録では、申立期間を含む36年度及び37年度の保険料を納付した期間は特定されておらず、納付月数が36年度は8か月、37年度は5か月とされているが、これらの月数は当時の区の3か月ごとの収納単位と整合せず、申立人は、当時納付回数の変更を申し出たことはないとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年度のうち4か月及び37年度のうち7か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年度のうち4か月
② 昭和37年度のうち7か月

私は、自宅に来た区役所職員に勧められ、昭和35年に国民年金に加入した。国民年金保険料を納付しないことはなかったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に夫婦二人で国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月及び7か月といずれも短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳等により被保険者資格の取得日は昭和35年10月1日であることが確認でき、印紙検認により保険料を納付したとする納付方法は、当時居住していた区の納付方法と合致していること、さらに社会保険庁の記録では、申立期間を含む36年度及び37年度の保険料を納付した期間は特定されておらず、納付月数が36年度は8か月、37年度は5か月とされているが、これらの月数は当時の区の3か月ごとの収納単位と整合せず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当時納付回数の変更を申し出たことはないとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は、母親が出張所で私の国民年金の加入手続をし、その際に未納だった期間の国民年金保険料を2年間さかのぼって納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする母親から、加入手続の時期、場所、納付場所、方法及び保険料を2年間さかのぼって納付したことを聞いた記憶が鮮明であり、申立期間は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年6月時点で過年度納付可能な期間である上、2年間さかのぼって納付したとする金額は、納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年3月まで

私は高校卒業と同時に父親の経営する店を手伝うようになり、父から「お前は店の手伝いだから、20歳から国民年金は強制だ」と言われた。23歳の時にサラリーマンの夫と結婚したため、今度は任意加入だという話を聞いたが、「せっかく今まで支払ってきたのだから…」と思い、ずっと続けて保険料を納付してきた。申立期間の加入手続は父親がしてくれ、保険料も当時同居していた家族の分と一緒に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年1月時点では、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、申立期間当時同居し、申立人の父親が保険料と一緒に納付していたとする申立人の父親、母親、兄及び兄の配偶者の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4714

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、国民年金加入後は、国民年金保険料はすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料も金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続や種別変更手続を適正に行っている。

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間直前は現年度納付されている上、申立人の納付方法、納付場所の記憶は具体的であり、当時の納付制度と整合しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年10月から40年3月まで

私は、昭和40年代前半ごろに引っ越しをしたが、それ以前に住んでいた町でも国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の期間は納付済みとなっており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年6月時点では現年度納付が可能である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①について、申立人は申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住していた町の国民年金被保険者名簿には申立期間の一部については保険料の納付時効が成立している記録があるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付が可能な期間ではあるが、申立期間の保険料をまとめて納付したという記憶は無いとしている上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、国民年金の加入手続を夫にしてもらい、保険料を夫と同じ期間までさかのぼって納付したはずで、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年9月時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、国民年金保険料の納付方法、納付場所、過年度納付を行った期間等についての申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料と一致している。さらに、申立人の保険料を一緒に納付したとする夫は申立期間の自身の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から46年10月まで
② 昭和47年11月から52年6月まで
③ 昭和53年4月から同年6月まで

夫が退職した後、義母が私と夫の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていた。母が昭和52年ごろ病気で倒れた後は、私が私と夫の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年4月時点では過年度納付が可能な期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は過年度納付済みであるなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立人の義母が国民年金の加入手続をした時期、保険料の納付をした時期や最初の国民年金手帳の記憶が曖昧^{あいまい}な上、申立人の義母から加入手続や納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年4月の時点では特例納付ができる期間であるが、申立人は、特例納付した記憶は無いとしている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間、45年4月から46年6月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和45年4月から46年6月まで
③ 昭和47年4月から同年6月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人及び金融機関で納付してきた。申立期間①及び②については、昭和47年6月ごろ、さかのぼって夫婦二人分の保険料20,000円くらいを納付し、未納期間が無くなることを確認した。また、申立期間③については、未納とした記憶がない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立期間①及び②については、保険料をさかのぼって納付したとする昭和47年6月ごろは、申立期間①は第1回特例納付が可能な期間であり、申立期間②は過年度納付が可能な期間である。さらに、申立人はさかのぼって納付したことや納付契機、納付時期等の記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間①を第1回特例納付及び申立期間②を過年度納付した場合の保険料合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立期間③については、3か月と短期間であり、前後の期間は現年度納付しており、申立人の当該期間に係る納付方法、場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年3月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、第1回特例納付で夫婦二人の保険料をさかのぼって数回に分けて納付し、その後第2回特例納付で二人の未納期間の保険料をすべて納付してくれた。申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているが、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料をすべて納付している。また、申立人及び妻の国民年金手帳の記号番号は、第1回特例納付実施期間中の昭和47年4月に払い出されており、当該特例納付で申立人は27か月、妻は24か月分の保険料を納付していることが確認でき、さらに、妻は、第2回特例納付で当時の未納期間のすべての84か月分の保険料を納付していることが確認できるなど、当該特例納付で申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から40年10月まで

私は、当時居住していた集合住宅の集会所で、友人と一緒に国民年金保険料を納付していた。数年間納付した後に脱退したが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から39年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間当初の昭和38年7月に払い出されていることが確認でき、当該期間は現年度納付することが可能である。また、申立人は、集合住宅の集会所に並べられた3台の机の前で、家賃及び水道代と共に国民年金保険料を納付した状況、当時の年金手帳の様子及び印紙検認による納付方法について鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和36年12月から38年6月までの期間及び39年7月から40年10月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、36年12月から38年6月までの期間については、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しており、また、39年7月から40年10月までの期間については、申立人の夫が39年7月に厚生年金保険に加入しており、これを契機に申立人は強制加入被保険者の資格を喪失したと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年1月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和46年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。また、50年代には収入がなかったことから保険料を納付できなかったが、免除手続を行った上で、後日保険料を追納した。申立期間の保険料が未納又は申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料の免除を受けた上で後日追納しており、当該期間は12か月と短期間であるなど、当該期間の保険料だけ追納しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年5月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

私は、会社に勤めている間も国民年金保険料を納付していたが、会社を退職した昭和46年に市役所で厚生年金保険と重複して国民年金に加入はできないと説明を受け、厚生年金保険と重複して納付した保険料の還付を受けるとともに、国民年金に再加入し、50年4月に再就職するまで保険料を納付してきた。会社を退職したときではなく再就職したときに、厚生年金保険と重複して納付した期間だけではなく、申立期間の保険料も還付されていたこととされ、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険と重複して国民年金保険料を納付してきた経緯、保険料の還付を受けた状況、会社退職後国民年金に任意加入した状況等を具体的に説明しており、昭和46年に還付を受けたとする金額は、厚生年金保険と重複して納付した期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立人の還付整理簿が保存されていないため、還付理由、還付決定日、還付金支払日等を確認できない上、保存されている申立人の被保険者台帳には、申立人が再就職した日の翌日に厚生年金保険と重複して納付した保険料及び申立期間の保険料を還付したとされているが、還付処理手続に要する期間を考慮すれば、再就職翌日の還付は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き昭和48年度から国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人夫婦が納付書で保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする郵便局及び金融機関では保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる。さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人と同時期に国民年金手帳の払出しを受け、申立期間を除き、申立人と未納期間、納付済み期間、追納期間、申請免除期間が同一であり、申立人が厚生年金保険に加入した期間は国民年金第3号被保険者となっており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4730

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

私は、昭和44年9月ごろに集金人に勧められ国民年金への加入手続きを行い、45年4月に転居後、当時勤めていた会社の担当者に勧められて、申立期間の国民年金保険料をまとめて区役所の出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時の状況を具体的に記憶し、説明している上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の金額とおおむね一致している。また、申立期間は11か月と比較的短期間であり、申立人が保険料を納付したとする昭和45年4月時点では、区役所の出張所で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和63年4月から同年9月まで

私は、国民年金に加入以来、妻とともに国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の所持する昭和45年度国民年金印紙売払代金納入通知書兼領収証書の当該期間の欄には、当時申立人が居住していた市の收受印が46年4月12日に押印されていることが確認でき、当該期間の保険料は納付済みとされている申立人の妻の同証書の同欄にも同様の印が押印されていることを踏まえると、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、妻の保険料と一緒に納付していたとする保険料の金額、納付時期、納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧であり、妻の当該期間の保険料も未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から44年12月まで
② 昭和45年1月から50年9月まで
③ 昭和55年10月から59年6月まで

私は、国民年金に加入したときに、普段は納付することができない国民年金保険料を納付することができることと聞き、申立期間①の保険料を納付した。また、国民年金に加入後は、申立期間②及び③を含めて保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年8月から42年9月までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者である夫と婚姻する前の期間であり、制度上強制加入期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年9月時点では、第2回特例納付が実施されている上、申立人が現年度保険料3か月分の2倍くらいの金額を4回納付したとする説明は具体的であり、当該納付金額は、当該期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年10月から44年12月までの期間、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間①のうち、42年10月から44年12月までの期間については、強制加入期間ではないことから、制度上特例納付できない上、納付したとする金額は、申立期間①を第2回特例納付により納付した場合の金額を大きく下回る。さらに、申立期間②及び③については、申立人が納付したとする保険料の金額及び申立期間②の当初の納付

方法の記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年9月時点では、42年10月から44年12月までの期間、及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から42年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の父は、昭和 36 年から 48 年までの国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、53 年か 54 年に、母からお金を渡され、将来の生活に困らないようにするために保険料を納付しなさいと言われて、申立期間②の保険料を納付した。さらに、私の母は、48 年 9 月の父の死後、少なくとも 53 年 3 月ごろまで保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間直後の昭和 53 年 4 月から 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間②の保険料を納付したとする 53 年又は 54 年時点では、第 3 回特例納付が実施されており、特例納付が可能である上、納付したとする金額は、申立期間②の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致している。さらに、申立期間③は、3 か月と短期間である上、前後の保険料が納付済みとなっているなど、申立人及び申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当

時の状況が不明確である上、申立人が自身と同様に父親が保険料を納付していたと説明している申立人の姉も、当該期間の保険料が、昭和50年12月に第2回特例納付により納付されるまで、未納となっていたことが確認できるなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から49年3月まで

私の妻は、結婚後の昭和50年11月に、妻自身の住所・氏名の変更手続を行った際に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年2月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間については、当該期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする50年11月時点では、第2回特例納付が実施されており、当該期間は強制加入期間である。また、納付したとする保険料の金額は、当該期間及び納付済みと記録されている49年4月から50年12月までの期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の金額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、当該期間は、第2回特例納付の対象期間ではないことに加え、当該期間の保険料をまとめて納付したとする時点では、時効により保険料を納付できないなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

私の妻は、昭和37年1月に結婚してから私が50年7月に会社に就職するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているとともに、区の集金人に現金を手渡し、印紙検認を受けたとする納付方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立期間に近接する昭和36年4月から同年6月までの保険料は、平成20年7月に申立人が所持する領収書に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和53年7月から同年9月まで

私は、昭和47年11月に区の出張所で転入手続を行った際に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、60歳になるまで申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、2回の申立期間はそれぞれ5か月、3か月と短期間である。また、申立人が納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しているとともに、保険料を納付していたとする区の出張所は、当時開設され、保険料の収納業務を行っていることが確認できる。さらに、申立期間②については、前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が所持する昭和53年の確定申告書に記載された保険料額は、申立期間を含む53年の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から53年3月まで
② 昭和53年11月から55年2月まで
③ 昭和55年3月

私は、国民年金加入の最終期限なので未納の国民年金保険料を納付するように区役所から案内が来て、保険料を納付した。そのときに、今であればさらに保険料をさかのぼって納付できると言われたので、夏のボーナス約30万円を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月以降の国民年金保険料をおおむね納付している。

申立期間③については、申立人が37歳だった55年に国民年金への加入勧奨を受けて国民年金に加入し、年金の受給資格を得るために未納期間の保険料を過年度納付したとする説明は具体的である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された55年5月時点でさかのぼって納付することができる53年4月からの保険料を未加入期間を除き納付していることが確認できることから、当該期間のみ未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、特例納付で保険料を納付したのは一度だけであり、既に記録されている特例納付以外の保険料を納付した記憶はないと説明しているとともに、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳により、A共済年金の被保険者であった妻と事実上の婚姻をした月から妻がA共済年金の被保険者でなくなった月までを含めて未加入期間となっていることが確認できることを踏まえると、申立人の申出により未加

入期間が生じたと推認されるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月分の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年度のうち6か月、46年4月から同年6月までの期間及び47年7月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年度のうち6か月
② 昭和46年4月から同年6月まで
③ 昭和47年7月から48年12月まで

私は、夫婦二人で国民年金に加入してからは、二人分の国民年金保険料を未納なく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で手帳記号番号が払い出されている夫は納付済みである上、夫婦二人の納付日が確認できる昭和42年4月から46年3月までの期間はすべて同日に納付していることが確認でき、当該期間は6か月及び3か月と短期間である。また、申立期間③については、申立人は、当該期間前後の期間の保険料を納付しており、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4748

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年12月まで

私の妻は、夫婦二人で国民年金に加入してからは、二人分の国民年金保険料を未納なく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続を区役所で行い、加入後は出張所及び金融機関で国民年金保険料をすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降の国民年金加入期間は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は、昭和54年6月18日に区の出張所窓口で申立期間直前の3か月分の保険料を納付した領収書を所持していること、申請免除していた59年7月から61年3月までの期間の保険料についても追納していることなどから、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から53年3月まで

私は、子育て仲間から「サラリーマンの妻も国民年金に任意加入した方が良い」と話を聞いて、区の市民センターで国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月に国民年金への任意加入手続を行っていることが申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、国民年金加入の契機、加入手続及び国民年金保険料の納付に関する説明は具体的である。また、申立人が加入手続及び保険料納付をしたとする区の出張所は、申立期間当時開設されており、加入手続及び保険料収納事務を行っていたこと、申立期間前後の期間を通じて夫の職業や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月及び同年6月
② 平成9年5月

私が20歳になったときに、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。2年ぐらい経ってアルバイトの収入が安定したころからは、私が郵便局の窓口で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は2か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、当該期間の保険料について、時効期間経過後の納付であったため、平成11年7月9日に還付決議が行われ、申立人名義の金融機関口座への送金通知書が作成されていること、当該金融機関の預金取引明細表において、同年9月21日に申立人名義の口座へ還付金が入金されていることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年1月まで
② 昭和44年9月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、継続して国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間③は、前後の期間を納付し、途中の一時期だけ納付しないということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、昭和46年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年10月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、当該期間の直前の保険料は当該期間内の46年11月に現年度納付され、直後の保険料は前納されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納めたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の上記手帳記号番号が払い出された時期は、第1回特例納付の実施期間内であるが、当該時期に、母親が、当該期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から57年12月までの期間及び60年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年12月まで
② 昭和54年4月から57年12月まで
③ 昭和60年1月から同年6月まで

私は、婚姻時に、婚姻前の国民年金保険料を納めていないことに気づき、さかのぼって保険料を納付した。婚姻後は、納付書及び口座振替で保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が納付したと説明する金額は、当該期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、当該期間の保険料の納付状況についての説明は、申立人が居住していた区の取組と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みで、当該期間は6か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人がさかのぼって納付したと説明する金額は、当該期間の保険料額と大きく異なっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から57年12月までの期間及び60年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

私は、申立期間①の申請免除期間は夫の分と併せて国民年金保険料を追納しているはずであり、申立期間②の未納期間も夫の分と併せて納付していたはずである。遅れながらも期限前に納めていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は追納されており、一緒に保険料を納付していたとする夫は当該期間の保険料を追納している。また、昭和57年度、59年度及び60年度は、いずれも1年分の保険料をまとめて追納していることが確認でき、58年度の当該期間直前の58年4月から同年12月までの9か月分の保険料は平成5年4月30日に追納しており、この時点で当該期間の保険料も追納することが可能であったことなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、昭和61年度以降は55年度から継続して行っていた免除申請をしておらず、当該期間の納付書が送付されていたと考えられること、申立人は、保険料の納付状況について、遅れながらも納付していたと説明しており、オンライン記録により当該期間後の平成元年度から4年度までの保険料を時効期間が経過する直前に納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

私は、会社を退職した翌月の昭和43年3月に区役所出張所で国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。過去に一度も未納の通知や督促を受けたことがなく、国民年金に切り替えた初回の保険料納付を失念したとは思えない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立期間は1か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納になっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年8月まで

私は、昭和36年ごろ、同じ社宅に住んでいた夫の同僚の妻から勧められ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から44年12月までの期間については、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致している。また、申立人は、保険料の納付方法について、加入当初は国民年金手帳に検認印を押されていたこと、その後は納付書で納付するようになって国民年金手帳が回収されたことを具体的に記憶しており、申立人が居住していた市では、昭和40年ごろから国民年金手帳を預かり、納付書を発行していたことが確認できるなど、当時の保険料収納の取扱いと合致している。さらに、夫の同僚の妻は、36年4月から保険料をすべて納付しており、申立人と一緒に加入手続又は保険料の納付のために市役所に行ったことがあると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年1月から50年8月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は別の市に転居した44年12月当時の住所変更手続を行った記憶が曖昧である上、転居後の市において、50年9月から国民年金に任意加入し、国民年金手帳の記号番号が新たに払い出されていることが確認できるが、この時点では、当該期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から44年12月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業団（現在は、B機構）における資格取得日に係る記録を昭和54年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月20日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業団に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、雇用は継続されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業団の人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も同事業団に継続して勤務し（昭和54年3月20日にA事業団C局から同事業団D部付に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業団における昭和54年5月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤って提出したことにより、納付していないことを認めていることから、事業主が昭和54年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立

人に係る同年3月分及び同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）における資格取得日に係る記録を昭和45年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月25日から46年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にC社からA社に出向はしたが退職したことはなく、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員原簿、諸給与支払内訳明細書及び同僚の供述から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和45年12月25日にC社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保存する申立人の昭和46年1月の諸給与支払内訳明細書の厚生年金保険料の控除額及び申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあつ

たことから、納付していないことを認めていること、厚生年金保険における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 46 年 1 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 45 年 12 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月17日から27年5月30日まで
② 昭和27年11月21日から29年3月2日まで
60歳のころ、年金受給のための手続を行ったところ、申立期間が年金額に反映されておらずおかしいと思っていた。

脱退手当金が支給されたとする時期は、会社を辞めてから相当期間が経過している上、幼い子供がいたことから脱退手当金の請求手続を行うこともできず、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険資格喪失日から約1年7か月後の昭和30年10月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和29年7月31日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の

被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本所における資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正するとともに、同社C支所における資格取得日に係る記録を23年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を200円、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和23年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社B本所に勤務していた申立期間①及び同社C支所に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、A社における支店間の異動において加入記録の空白が生じているものであり、同社には継続して勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る在籍証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和20年10月1日にA社D支所から同社B本所に転勤、その後、23年5月1日に同社B本所から同社C支所に転勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、昭和20年12月の社会保険事務所の記録から200円、申立期間②については、23年6月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②ともに、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月31日から同年11月1日まで

申立期間には、A社に籍を置きながら、B社のC丸に乗船していたが、同期間の船員保険の加入記録が無い。同船舶に乗船勤務していたことは間違いないので、同期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る船員保険被保険者台帳及び船員カード、並びに同社における申立人の同僚の供述及び同社の照会回答書から判断して、申立人は、申立期間にA社に籍を置きながら、同社の融通社員としてB社のC丸に継続して乗船し（なお、申立人の籍は、昭和27年11月1日にA社からB社に移動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年9月の社会保険事務所記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和27年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難い。このことから、事業主が昭和27年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年11月から8年9月までは24万円、8年10月から9年10月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月30日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成7年11月から9年10月までの標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書より、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録確認）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から8年9月までは24万円、8年10月から9年10月までは30万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社について、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年11月30日以降の同年12月5日に、申立人を含む数名の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の24万円、30万円から20万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このように^{そきゅう}遡及して記録を訂正するという合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年11月から8年9月までは24万円、8年10月から9年10月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和49年4月1日であると認められることから、申立期間に係る同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から50年8月までは7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から50年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間にA社に勤務していたことは間違いなく、また、厚生年金基金に加入していた記録もあるので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の説明により、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のB基金の加入員資格記録には、申立人のA社における資格取得日は昭和49年4月1日と記載されている。

さらに、A社では、申立期間当時に、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への届出は複写式の届出様式を使用していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人が主張する昭和49年4月1日に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員資格記録から、昭和49年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から

50年8月までは7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月8日に支給された賞与において、標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る期間の標準賞与額の記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社勤務時の平成17年8月8日に支給されている賞与について、標準賞与額の記録が無い。A社に確認したところ、同社の手違いにより、同賞与から厚生年金保険料を控除したものの、社会保険事務所には納付していないとの回答であったので、厚生年金が給付されるよう加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る平成17年8月8日に支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与明細書に記載されている保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会

保険事務所は、申立人の平成17年8月8日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間において、A事業所により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。同事業所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった賃金台帳により、申立人は、＜訂正後標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が納付していないことを認めており、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	訂正後標準賞与額
東京厚生年金2405	男		昭和18年生		平成16年6月28日	100 万 円
東京厚生年金2406	男		昭和41年生		平成16年6月28日	100 万 円
東京厚生年金2407	男		昭和20年生		平成16年6月28日	100 万 円
東京厚生年金2408	男		昭和40年生		平成16年6月28日	100 万 円
東京厚生年金2409	男		昭和34年生		平成16年6月28日	50 万 円
東京厚生年金2410	男		昭和25年生		平成16年6月28日	10 万 円
東京厚生年金2411	男		昭和32年生		平成16年6月28日	50 万 円
東京厚生年金2412	男		昭和37年生		平成16年6月28日	40 万 円
東京厚生年金2413	男		昭和40年生		平成16年6月28日	10 万 円
東京厚生年金2414	女		昭和36年生		平成17年9月27日	39 万 2,000 円
東京厚生年金2415	男		昭和27年生		平成17年9月27日	44 万 1,000 円
東京厚生年金2416	男		昭和37年生		平成17年9月27日	14 万 7,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を申立期間①については<訂正後標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<訂正後標準賞与額②>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成16年6月28日
② 平成17年9月27日

両申立期間において、A事業所により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。同事業所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間①については<訂正後標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<訂正後標準賞与額②>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が納付していないことを認めており、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	訂正後標準賞与額①	訂正後標準賞与額②
東京厚生年金2417	女		昭和42年生		100万円	49万円
東京厚生年金2418	男		昭和38年生		100万円	49万円
東京厚生年金2419	女		昭和50年生		100万円	49万円
東京厚生年金2420	女		昭和24年生		100万円	49万円
東京厚生年金2421	男		昭和42年生		40万円	44万1,000円
東京厚生年金2422	女		昭和25年生		100万円	44万1,000円
東京厚生年金2423	男		昭和26年生		50万円	44万1,000円
東京厚生年金2424	男		昭和29年生		100万円	19万6,000円
東京厚生年金2425	女		昭和31年生		100万円	39万2,000円
東京厚生年金2426	男		昭和21年生		100万円	44万1,000円
東京厚生年金2427	男		昭和32年生		50万円	24万5,000円
東京厚生年金2428	男		昭和42年生		100万円	44万1,000円
東京厚生年金2429	男		昭和23年生		20万円	14万7,000円
東京厚生年金2430	男		昭和28年生		40万円	19万6,000円
東京厚生年金2431	男		昭和39年生		40万円	14万7,000円
東京厚生年金2432	男		昭和41年生		40万円	44万1,000円
東京厚生年金2433	男		昭和47年生		70万円	44万1,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年9月27日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男
基礎年金番号：
生年月日： 昭和32年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成16年6月28日
② 平成17年9月27日

両申立期間において、A事業所により賞与が支給されたが、社会保険事務所に当該賞与に係る記録が無い。同事業所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間②の賞与において、24万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が納付していないことを認めており、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記賃金台帳により、申立人は、賞与から保険料を控除されたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成11年6月1日）及び資格取得日（平成11年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B健康保険の加入記録及びA社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成11年6月1日にC社からA社本社に復職。なお、申立人は、C社出向中もA社本社に在籍し、同社において厚生年金保険に加入。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保有する賃金台帳の申立人に係る平成11年6月の報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保有する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出の記録から、事業主が誤って、平成11年6月8日に資格喪失の届出を行い、同年7月12日に再取得の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料については納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年6月25日、資格喪失日が56年3月28日とされ、当該期間のうち、50年6月25日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格取得日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月25日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事管理台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に昭和44年4月1日から申立期間も継続して勤務し（昭和50年6月25日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年7月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当で

ある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めており、保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年6月25日、資格喪失日が60年4月1日とされ、当該期間のうち、50年6月25日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格取得日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月25日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事管理台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に昭和38年3月5日から申立期間も継続して勤務し（昭和50年6月25日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年7月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めており、保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成13年11月1日）及び資格取得日（14年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13年11月及び同年12月は30万円、14年1月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から平成14年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務しており、給与支払明細書で厚生年金保険料の控除が証明できるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において平成12年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、13年11月1日に資格を喪失後、14年2月1日に同社において再度資格を取得しており、13年11月から14年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、給与支払明細書、所得税源泉徴収簿、雇用保険の記録及び事業主の供述等により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び報酬額から、平成13年11月及び同年12月は30万円、平成14年1月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていない。

いにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年11月から平成14年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録では、資格取得日が平成8年9月16日、(現在、A社に在職中のため被保険者記録継続中)とされ、当該期間のうち、8年9月16日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成8年9月16日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月16日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、社員台帳及び賃金台帳により、申立人は同社に平成8年9月16日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び報酬額から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったとしていることから、事業主が平成8年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月15日から同年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和42年4月1日に入社以来、申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令台帳、C健康保険組合から提出された同社に係る退職者名簿及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和47年1月15日に同社B鉱業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所のA社に係る標準報酬月額の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないことなどから、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人と同日にA社B鉱業所から

同社本社に異動した被保険者2名全員についても、申立人と同様に、同社B鉱業所における資格喪失日が昭和47年1月15日とされ、同日から同年2月1日までの厚生年金保険の被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主が同年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成9年2月28日まで同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった退職者名簿及び給与支給明細書から、申立人は、同社に平成9年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月の給与支給明細書に記載された保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないことを認めており、A社が保管する申立人に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金、健康保険組合の資格喪失日が平成9年2月28日とされていることから、

厚生年金保険における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所及び健康保険組合の三者が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月29日から44年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答もらった。昭和44年1月1日にグループ会社であるB社C支店へ異動したが、同一グループ間の異動であり、雇用は継続していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社の総務事務責任者は、A社の人事については、すべてB社で決定していたとしているところ、申立期間当時のB社の事業主は、A社からB社C支店への異動は、グループ会社間の異動であり、申立期間に係る申立人の雇用は、A社で間違いなく継続していると供述していること、及びA社からB社C支店へ申立人と同時期に異動した、申立人以外の11人の同僚は空白期間を生じることなく厚生年金保険の被保険者資格が継続していること等から判断すると、申立人は、グループ会社に継続して勤務し（昭和44年1月1日にA社からB社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人におけるA社の昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年8月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年7月21日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に

対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、同社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和35年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月28日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録（異動歴情報）、在籍期間証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和35年11月28日に同社D本部から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月27日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B本部に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間を含め同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録（異動歴情報）、在籍期間証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和40年4月1日に同社B本部から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月27日から同年6月8日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間を含め同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録（異動歴情報）、在籍期間証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和42年6月8日に同社B事業所から同社C本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2463

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月27日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B本部に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間を含め同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録（異動歴情報）、在籍期間証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和42年6月1日に同社B本部から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録（異動歴情報）及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年7月31日に同社C本部から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格取得届を昭和45年7月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月1日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C事業所）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和35年4月1日、資格喪失日が42年6月8日とされ、当該期間のうち、42年5月1日から同年6月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B事業所における資格喪失日を同年6月8日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から同年6月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間を含め同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間における厚生年金保険の加入記録は、A社B事業所において昭和42年6月8日に厚生年金被保険者資格を喪失し、同社D事業所において同日に同資格を取得していることが確認できるが、同年5月1日から同年6月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定によ

り、申立期間の保険給付は行われない期間とされているところ、雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事記録（異動歴情報）、在籍期間証明書及び事業主の供述により、申立人は同社に昭和35年4月1日から平成10年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものと推認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2469

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成17年6月1日から継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社員台帳及び給与支給明細書により、申立人が平成17年6月1日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を平成17年6月1日とするところ、同年7月1日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成17年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和51年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月16日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社C支社から同社B工場に異動はあったが、同社には昭和43年4月1日から継続して勤務し、現在も厚生年金保険料は控除されているので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社が保有する申立人に係る人事記録及び在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年4月16日に同社C支社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年5月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の記録における資格取得日がA社健康保険組合における資格取得日と同じ昭和51年5月1日であり、同健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したことは考え難いことから、事業主が

同日を申立人に係る資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月17日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社B支店から同社本社への異動はあったが、同社には昭和42年4月1日から継続して勤務し、現在も厚生年金保険料は控除されているので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社の発行した在籍証明書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和47年11月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月25日から同年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社からB社への出向はあったが、継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及び申立人に係る在籍証明書により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和62年6月1日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和62年5月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には昭和33年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和36年2月1日にA社本社からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、同社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が異動後の昭和36年3月1日である。しかし、申立人は、申立期間当時、A社本社から給与が支払われていたとしており、A社C営業所からA社B営業所に異動し、申立人と同様、36年3月1日に被保険者資格を取得した同僚は、異動する前の同年2月28日までA社C営業所で厚生年金保険の被保険者記録があること等から、申立人は、申立期

間、同社本社で厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立期間当時の手続に誤りはなく納付したとしているが、これを確認できる関連資料等はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年6月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月19日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に昭和47年4月1日から継続して勤務し（昭和47年6月19日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めており、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和47年6月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたA社は、当時、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、平成4年4月23日から厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、同年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成4年4月21日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び給与控除証明により、申立人が平成4年4月21日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月の社会保険庁のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は平成4年4月23日に法人格を取得しており、同社は同年4月23日から適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたA社は、当時、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、平成4年4月23日から厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、同年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成4年4月21日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び給与控除証明により、申立人が平成4年4月21日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年6月の社会保険庁のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は平成4年4月23日に法人格を取得しており、同社は同年4月23日から適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2486

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社B本社）における資格取得日に係る記録を昭和38年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月23日から同年6月1日まで

ねんきん特別便が届いたので、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和38年5月23日から同年6月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和38年4月の入社以来、平成21年3月までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録、在籍証明書、人事発令記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年5月23日に同社D本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年6月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和38年6月1日を資格

取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から44年1月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について3か月の空白期間が生じていた。しかし、A社には、昭和40年3月から平成20年11月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の申立人に対する辞令及び事業主の供述から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和43年10月21日に同社B支店から本社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年9月1日、資格喪失日に係る記録を52年6月10日とし、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から52年6月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和51年9月1日に同社C管理課から同社B事業所に異動、52年6月10日に同社B事業所から同社C事業所人事部給与課に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年9月の厚生年金基金加入員台帳の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の

喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 9 月から 52 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和54年2月1日に同社C事業所からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年2月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年4月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和54年4月1日を資

格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月20日から同年9月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年8月20日に本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年8月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年9月の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和52年9月20日を資

格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2493

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和56年3月1日に同社C事業所からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年3月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年4月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和56年4月1日を資格

取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月15日から同年3月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年2月15日に同社C支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年3月の社会保険事務所の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和50年3月1日を資

格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2495

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和58年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月29日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和58年10月29日に本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年10月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年11月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和58年11月1日を資

格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和53年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月25日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年9月25日に本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年9月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年10月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和53年10月1日を

資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年10月1日に本社からBセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年9月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年8月の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和57年9月30日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、B社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がB社に継続して勤務し（平成10年4月1日にA社からB社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年3月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年2月の社会保険事務所の記録から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成10年3月31日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、B社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がB社に継続して勤務し（平成10年4月1日にA社からB社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年3月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年2月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成10年3月31日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月29日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合の加入記録並びに事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同社B事業所から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の厚生年金基金加入員台帳の記録及び同年2月の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和49年3月29日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月29日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に昭和43年4月1日から昭和46年7月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格期間には申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を保管しており、また、同社には間違いなく46年7月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び申立人が保管していた給与明細書により、申立人は、A社に昭和46年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和46年7月29日を資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日を昭和43年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月19日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に昭和28年7月2日から平成3年6月30日まで勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間には異動はしたが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された、異動年月日、所属先及び職名が記載された従業員名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年4月19日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

A社には、昭和41年4月1日に入社し、47年12月11日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、41年4月1日から5月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事カード」から判断すると、申立人が同社に昭和41年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、A社本社において昭和41年4月1日に取得とされた後、同年6月8日に取り消されているが、このことについて、同社は、C営業所における資格取得日である41年5月1日を本社における資格喪失日として届け出るべきところ、誤って資格取得の取消しを届け出たと回答している。

さらに、A社は、申立期間当時の社員の給与計算は本社一括で行っており、申立人の申立期間の保険料を給与から控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、取り消される以前の昭和 41 年 4 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主は、申立人の資格取得日を昭和 41 年 4 月 1 日と届け出ているものの、その後、資格喪失日を同年 5 月 1 日と届け出るべきところ、誤って資格取得の取消しを届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から同年12月1日まで
社会保険事務所における厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、昭和37年11月1日から同年12月1日までの期間の加入記録が無い。しかし、当該期間も、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和37年11月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立期間当時の資料が無いため、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年7月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社C支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和37年4月1日から継続して勤務し、申立期間に支店間の異動はあったが厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の保管する人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年7月7日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったとしており、保険料を納付していなかったことを認めていることから、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月及び同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びA社から提出のあった給与明細書によると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年2月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和44年8月28日）及び資格取得日に係る記録（昭和46年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和44年8月から45年6月までは3万6,000円、同年7月から同年12月までは6万円、46年1月から同年6月までは8万円、同年7月及び同年8月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月28日から46年9月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で勤務した期間は転勤も中断も無く、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和42年5月25日に厚生年金保険の資格を取得し、44年8月28日に資格を喪失後、46年9月1日に同社において再度資格を取得しており、44年8月から46年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険及び健康保険組合の加入記録では、申立人の資格取得日は昭和42年1月25日、離職日が平成15年12月20日となっており、また、厚生年金基金の加入記録では、申立人の資格取得日は昭和46年

1月1日、離職日が平成15年12月20日となっており、申立期間を含め申立人が継続して加入しており、社会保険事務所の記録とは異なっていることが確認できることから、申立期間当時、申立人の資格の得喪に係る社会保険事務所への届出は、複写式ではなかったものと考えられる。

このような中、雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録、厚生年金基金の加入記録及びA社の社員台帳に記載されている辞令、研修、表彰の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の申立人及び同僚（同年齢、同職種の者）の社会保険事務所の記録から、昭和44年8月から45年6月までは3万6,000円、同年7月から同年12月までは6万円、46年1月から同年6月までは8万円、同年7月及び同年8月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、平成16年1月の厚生年金基金の代行返上時の被保険者照合の際、申立人の申立期間に未加入期間が生じていることを発見し、未加入期間があることを認識しており、その期間の訂正をしたい旨を社会保険事務所に申し出たが、修正することができなかった経緯があると説明しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月から46年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①の期間は2万2,000円、申立期間②の期間は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月16日から同年4月1日まで
② 昭和39年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出のあった在籍証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA社本店から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年1月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったとしており、保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 2 月及び同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出のあった在籍証明書及び事業主回答書から、同社では、月末退社の場合は、保険料を 2 か月控除していたとしており、申立人は、同社に昭和 39 年 10 月 31 日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社本店における昭和 39 年 9 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和42年7月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年8月6日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月14日から43年8月6日まで
申立期間にはA社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された従業員台帳及び在籍証明書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の従業員台帳には、同社において厚生年金保険の資格を取得した従業員の厚生年金保険被保険者番号が記載されており、当該台帳に記載されている従業員については、申立人以外は全員が厚生年金保険に加入していることが、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票で確認できる。

しかしながら、A社の従業員台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者番号については、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票において、当該番号が欠落しており、その理由について、

社会保険事務所は不明と回答するなど、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 7 月 14 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43 年 8 月 6 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人はA社に勤務する直前まで同社の関連会社に勤務していることから、同関連会社における昭和 42 年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が昭和31年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額は、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から同年12月16日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者の記録は、C社に引き継がれており、同事務所が発行した申立人に係る厚生年金資格確認票には、申立人の記録について、資格取得日が昭和31年5月1日、資格喪失日が同年12月16日と記載されており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同姓同名で生年月日が一致する被保険者の記録が確認できるものの、当該被保険者の記録については、資格取得日についてのみ、昭和31年5月1日と記載されており、資格喪失年月日欄は空欄となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が、昭和31年5月1日に厚生年金

保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 12 月 16 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事務所における資格喪失日は、昭和47年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月16日から47年8月16日まで
A事務所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所が保管している申立人に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び労働者名簿並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同事務所に勤務していたことが確認できる。

また、A事務所は、申立人に係る昭和47年8月16日を資格喪失日とする健康保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、厚生年金保険の資格喪失届の様式は同確認通知書と複写式になっていることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失は同日に行われたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和47年に申立人に係る定時決定が行われた記録があるにもかかわらず、同名簿には、申立人の資格喪失日が46年8月16日と記載されており、定時決定に係る記載内容と矛盾していることから、社会保険事務所において、申立人の資格喪失年月日を47年8月16日と記載すべきところを誤って46年8月16日と記載したと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A事務所は、昭和 47 年 8 月 16 日に申立人に係る被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 7 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 2530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社（A社は合併により現在はC社）人事課長の供述から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社D事業部から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が保管するA社の社報によれば、申立人は申立期間において同社D事業部に勤務していたことが確認できるが、同事業部は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、同事業部の従業員を同一敷地内の同社B工場において、厚生年金保険の被保険者とする手続を行っていたものである。

このことから、申立人の申立期間の被保険者記録については、A社B工

場の記録とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社人事課長は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年6月まで

夫の国民年金保険料については、私が免除及び納付手続をしていた。家庭の事情により、昭和55年4月から一年間の夫婦の保険料について申請免除の手続をしたが、その後の56年4月からの保険料については、免除手続をした記憶は無く、市役所出張所で夫婦二人分の保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料は、申立人夫婦共に、同一の期間が申請免除及び未納であるとともに、当該期間のうち、59年7月から60年3月の保険料は、夫婦共に59年10月に免除申請していることが確認できる。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料を追納した記憶は無いと説明するなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年9月ごろに、夫婦連番で払い出されており、加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和60年7月から61年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、その妻も同期間の保険料を62年10月に過年度納付していることが確認できるとともに、妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明していることから、当該期間の保険料は夫婦同一日に納付したものと推認され、その時点で、当該期間の保険料は時効により保険料を納付

できない期間である上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年10月まで

私は、申立期間当時、海外への駐在勤務がきまり、母に区役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付に関して記憶が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は平成8年4月に払い出された厚生年金保険の記号番号であり、当該基礎年金番号で国民年金に加入した平成14年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年12月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和55年4月から56年12月まで

私の妻は、昭和51年12月に私の国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間を含めて51年12月から56年12月までの5年分の国民年金保険料を一括で納付しており、保険料の還付を受けたことはない。申立期間①の保険料が還付済みとされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、納付日は記録されていないものの、還付整理簿に申立人の住所、氏名、還付期間、還付金額、還付決定日及び支払日が明確に記載されており、記載内容に不自然さは見られない。また、当該期間の申立人に対する保険料の未還付や誤還付を疑わせる事情も見当たらない。
- 2 申立期間②については、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が当該期間の保険料を含めて一括で納付したとする昭和51年12月時点では、当該期間の保険料を前納することができない上、納付したとする金額は、51年12月から56年12月までの保険料を納付した場合の金額の合計額と大きく相違するなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を還

付されていないものと認めることはできない。また、申立人が昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、幼稚園を退職後、区役所で、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期、方法、金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、同居していたとする弟も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び平成 7 年 8 月から 8 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで
② 平成 7 年 8 月から 8 年 1 月まで

私は、昭和 57 年と平成 7 年に会社を退職した時に、それぞれの総務担当者から、国民年金に加入する必要があると助言され、市役所で加入手続をし、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が昭和57年に会社を退職したときに受け取り、申立期間も含めて、これまで使ってきたとする年金手帳には、国民年金の加入手続をしたときに記載することとされていた国民年金手帳の記号番号及び国民年金加入資格の取得・喪失年月日等が記載されていない上、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成 9 年 1 月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、この時点より前に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年度中6か月及び38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年度中6か月
② 昭和38年4月から40年3月まで

私たち夫婦の雇用主は、私たち夫婦の国民年金の加入手続をし、申立期間を含めて昭和36年4月から雇用主の飲食店に住み込みで働いていた45年10月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の雇用主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人と同様に雇用主が保険料を納付していたとする申立人の同僚は、申立期間当時国民年金に加入しておらず、雇用主に保険料を納付してもらったことはないと言明しているなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦の雇用主は、私たち夫婦の国民年金の加入手続をし、申立期間を含めて昭和 36 年 4 月から雇用主の飲食店に住み込みで働いていた 45 年 10 月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の雇用主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人と同様に雇用主が保険料を納付していたとする申立人の同僚は、申立期間当時国民年金に加入しておらず、雇用主に保険料を納付してもらったことはないと言明しているなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 5 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 43 年に叔父に勧められて国民年金に加入し、その後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時所持していたとする国民年金手帳や国民年金の加入手続の状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 5 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4701

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年3月まで

申立期間当時婚姻していた私の妻は、自身の国民年金保険料とともに私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時婚姻していた申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶がないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、この時点より前に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 52 年 9 月まで
私の母は、申立期間の国民年金保険料を二人の弟の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、母親が保険料を納付していたとする二人の弟も、申立期間の一部が未納または未加入となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 5 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4703

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年3月まで
私の夫は、昭和55年5月にそれまで未納であった私の国民年金保険料を第3回特例納付によりすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は第3回特例納付で、昭和55年5月30日に申立期間直前までの89か月分を納付した記録が、付則4条納付者リストに記載されているものの、申立期間についての記録は記載されておらず、また、申立人の保険料を納付したとする夫は、「特例納付の手続の状況を憶えていない、区役所本庁舎で納付書により納付したのではないかと思うが、納付金額は憶えていない。」と説明しており、納付金額等の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4707

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から54年3月まで

私は、母から「特例納付というものをしておいたよ」と言われたことを記憶している。母が申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人は申立期間の保険料の納付に参与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、母親は昭和43年度以降の保険料が未納であり、当時同居していた妹は申立期間が未加入となっている上、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額について、申立人は母親が当時納付できるような額ではないとしているなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年2月まで

私は、平成7年8月に区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に窓口で国民年金保険料を5万円から6万円まとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、平成9年1月の時点で基礎年金番号とされた厚生年金保険の記号番号が記載されているものの、国民年金手帳の記号番号の記載が無く、オンライン記録でも国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は確認できない上、申立人は申立期間当時に別の年金手帳を受け取った記憶が曖昧であるなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間後の国民年金加入期間となっている平成11年8月以降の保険料については、最初に納付しているのは同年9月であり、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4709

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は国民年金制度の発足以降、国民年金保険料の納付書が来れば必ず区役所出張所か郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付していたと説明しているが、申立期間当時の保険料の納付は印紙検認方式であり、また、主に区役所出張所において保険料を納付していたと説明しているが、当時の区の区報及び出張所処務規程により、昭和 37 年度から 39 年度までの期間は当該出張所では保険料の収納取扱いを行っていなかったことが確認できるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年6月まで

私は、昭和53年4月に国外から帰国したあと、知人の勧めにより同年7月ごろ国民年金に加入し、5年分さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付した際の納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月から10月ごろは、第3回特例納付の実施期間であったが、知人から「今なら5年分だけさかのぼって納付することができる」と聞いて、5年間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の説明は、納付月数の制限がない特例納付制度の内容と異なること、申立人は特例納付の申込手続についての記憶が無く、知人に手続をしてもらったと思うとしているが、知人から当時の特例納付の手続等の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であることなど、申立人が納付済みの51年7月分まで約2年間の保険料の過年度納付に加えて、特例納付によって申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 62 年 3 月まで

私が学生時代の20歳になる直前に、市から「国民年金任意加入のお知らせ」が届き、父が私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてくれた。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は、保険料納付の時期及び保険料額等に関する記憶が不明確である上、申立期間当時申立人は学生であり、申立期間は任意加入適用の期間であったが、同様に父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の次弟は学生時期のうち強制加入適用とされる平成3年4月より前の任意加入適用の期間は未加入となっているなど、父親が申立期間の任意加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の末弟と連番で平成5年7月に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 54 年 2 月まで

私は、昭和 52 年 4 月初旬、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は私及び元妻が市役所 1 階の金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人が初めて被保険者となった日は昭和 56 年 8 月 13 日と記載されており、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付できない期間であるなど、申立人及びその元妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年10月まで

私は、平成7年6月ごろ、区役所から20歳からの国民年金保険料の未納分として、約3年分の納付書が届いたことをきっかけに、国民年金に加入した。私の母が送付された納付書のうち、納期限が同じであった17か月分の保険料を出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、平成7年6月ごろに区役所から申立期間に係る納付書が送付されてきたため、その後、申立人の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、国民年金に加入していない者に対して納付書を送付することは無かったとしており、また、申立期間直後の17か月分の保険料を過年度納付しているが、最初の過年度納付が行われた7年12月22日の時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできないなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年8月ごろの時点では、申立期間の過半は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を忘れずに納付してきた。納期限に遅れてしまっても保険料をさかのぼって納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を納めていたとする区役所出張所は、申立期間途中の昭和50年2月に開設されており、申立人は当該出張所の開設前における保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された区を所管する社会保険事務所が保有する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号の備考欄に「不在」と記載され、昭和51年9月に居所が確認された旨の記載があることから、申立期間当時は、居所が不明確であったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年5月まで

私は、平成10年6月ごろに社会保険事務所で過去の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が保険料を納付したとする平成10年6月時点では、制度上、申立期間の保険料の大部分は納付することができない上、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額の合計額を大きく下回るなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、この時点より前に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの期間、39 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 39 年 12 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで

私は、区の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付した保険料の金額は憶えていないと説明しているなど、納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 38 年度から 40 年度の頁には検認印がなく、国民年金印紙検認台紙に印紙も貼付されていない上、申立人が所持する領収書により申立期間①と②の間の期間の保険料を翌年度に過年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月から53年1月まで
私の妻は、昭和52年10月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、加入手続の状況及び申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4732

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 50 年 9 月まで
私は、同居していた両親が私の国民年金保険料を納付していたと聞いていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものとは認めることはできず、また、47 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 47 年 2 月

私は、申立期間①については、国民年金保険料を免除申請していたはずであり、申立期間②については、短期間であるのに未納となっているのは不自然である。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除申請し、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 45 年に当時の法定免除対象者への職権による払い出しであり、申立人が所持する国民年金手帳によると 38 年 4 月までさかのぼって法定免除されていることが確認できるが、申請免除は、制度上、さかのぼって行うことができないことから、申立人の手帳記号番号が払い出された 45 年時点では申請免除をすることはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が昭和 47 年 2 月の同月内に数日をおいて会社を転職したために生じた未納期間である上、申立人は当該時期に国民年金への加入手続を行った記憶はないと説明しているなど、申立人が申立期間①の保険料を免除され、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認め

ることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4734

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年9月まで

私は、国民年金に加入以来、夫とともに国民年金保険料はすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、納付したとする保険料の金額、納付時期、納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料も未納とされているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年7月までの期間及び55年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から52年7月まで
② 昭和55年4月から61年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の勤務していた会社で夫の給与から天引きされて納付していた。また、当時居住していた市に、上乗せした保険料も納付していたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶が無い上、夫の給与から保険料を天引きされていたと主張しているが、夫の会社では「従業員の給与から国民年金保険料を天引きで徴収することはない。」と説明している。

また、申立期間②については、申立人は、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるとともに、昭和55年ごろは生活状況の変化から保険料を納付しなかった時期であると説明している。

さらに、昭和56年4月以降についても、申立人の居住していた市の国民年金被保険者名簿から資格喪失していることが確認できる上、申立人は国民年金の再加入手続をした記憶がないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年10月に任意加入することで払い出されており、申立期間①は、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から60年3月まで
私の夫は、私達夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には、昭和43年4月ごろに国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できるものの、保険料の納付記録が無いまま不在処理をされていることが払出簿から確認できるとともに、次に手帳記号番号が払い出されたことが確認できる59年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4737

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が納付していたはずである。申立期間の保険料は、妻は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとしている妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

私の母は、私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、母親が保険料を納付していたとする姉も申立期間の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から45年9月まで

私は、昭和45年10月ごろに、当時婚姻していた夫が自営業を始めたことから、夫の国民年金への加入手続をするるとともに、それまで未納だった自身の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和45年10月時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である上、申立期間の大部分は、厚生年金保険被保険者の配偶者であり、記録上も未加入とされていることから、制度上特例納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、婚姻前まで、国民年金保険料を納付していた。婚姻後は妻が夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、婚姻前の昭和 36 年 4 月から 44 年 10 月までの期間については、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況は不明確である。また、婚姻後の 44 年 11 月から 50 年 3 月については、保険料を納付したとする妻は、加入手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、当該期間の自身の保険料も未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 51 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年6月まで

私は、会社を退職して昭和44年4月に国民年金に加入し、その後漏れのないように国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月に申立期間直後の保険料を2年間さかのぼって納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は上記の年金手帳の前に別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月及び同年 9 月、60 年 8 月並びに平成 5 年 3 月から 7 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 60 年 8 月
③ 平成 5 年 3 月から 7 年 1 月まで

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を、それぞれ当該期間の直前まで勤務していた職場の勧めもあって、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額及び納付方法等の記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成 9 年 4 月 1 日より前に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、当該基礎年金番号付番時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から58年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私も母に保険料としてお金を渡した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間当時の加入手続き及び保険料の納付に関する状況は不明確である。また、申立人は、平成8年に住宅融資を受ける際に、20歳からすべて納付済みと言われたと説明しているが、当時の年金住宅融資の条件は、申込時からさかのぼって2年間の保険料が納付済みであるとされていたことが確認できるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4760

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から47年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母が納めてくれていたはずであるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月は第1回特例納付の実施期間であるものの、母親はさかのぼって保険料を納付した記憶はなく、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の昭和41年3月から42年2月までについて、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録が確認できない上、B社では、申立人が同社に勤務したことを確認できる申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険に関する関係書類等の資料は廃棄していることから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできないとしている。

また、申立期間当時のA社の元事業主に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人についての記憶が無いとしており、申立人の同社における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶しているとして名前を挙げた同僚二人のうち、一人に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人についての記憶が無いと供述しており、残り一人は、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる7人の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該7人全員が、申立人についての記憶が無いと供述しており、これらの

者から、申立人の同社における勤務の実態等について確認することができない。

加えて、そのうちの従業員一人の供述によると、当時のA社では臨時従業員が現場に40人から50人程度勤務し、厚生年金保険の加入については個人によって違っていたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 24 日から 61 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A診療所に勤務していた期間のうち、申立期間について標準報酬月額が 15 万円と記録されている旨の回答をもらった。給与明細書等の資料は無いものの、申立期間も 18 万円以上はもっていたので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A診療所は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、解散していることから、当時の給与台帳等の資料は無く、また、元事業主は、申立人の申立期間当時のことは不明としており、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA診療所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然な点は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

一方、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 60 年 9 月 24 日付けの資格取得時に決定され、その後、固定的賃金に 2 等級以上の変動等の要件がない場合、翌年の 9 月までは同額が標準報酬月額とされることから、社会保険事務所のA診療所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、他の従業員に申立期間当時、随時改定の記録が確認できることから、申立人のみ届出がされていないとは考え難く、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月から39年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和34年夏ころ、母親がA事業所を辞めた1か月後に入社し、給料は当時1万2,000円程度もらっていた記憶がある。昭和34年夏ころに入社してから41年5月まで継続勤務していたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親がA社を辞めた1か月後の昭和34年7月から同事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい旨を申し立てている。

しかしながら、A事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡している上、事業主の親族についての照会が申立人の要請により行えないため、事業主等から当時の申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であることが確認できる従業員は連絡先が不明であり、これらの者から申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の母親は、社会保険事務所の記録によりA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和29年1月1日に喪失しており、同年1月以降、同社において厚生年金保険被保険者になっていないこと及び申立人が記憶

している同僚も同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない上、申立人は、申立期間当時の従業員数は7人であったと供述しているが、同被保険者名簿では同期間における被保険者数は二人であることから、事業主は、申立期間当時、従業員のを全てを厚生年金保険に加入させておらず、勤務期間のすべてについて加入させる取扱いをしていなかったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 13 日から 41 年 4 月 1 日まで
平成 20 年 5 月、社会保険事務所で申立期間の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、脱退手当金が支払われていることを知った。私は、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 9 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 8 名が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 6 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 29 年 3 月 10 日まで
② 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 10 月 20 日まで
③ 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 33 年 1 月 10 日から同年 3 月 9 日まで
⑤ 昭和 33 年 3 月 15 日から同年 10 月 17 日まで
⑥ 昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
⑦ 昭和 39 年 2 月 4 日から 42 年 12 月 24 日まで

平成 14 年に 65 歳となり、社会保険事務所に年金の手続に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④及び⑦に係るものと申立期間①、②、③、⑤及び⑥に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間④及び⑦については、申立人の当該期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間①、②、③、⑤及び⑥については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給決定されたとする昭和43年11月14日以前に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から

当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立期間④及び⑦と申立期間①、②、③、⑤及び⑥の厚生年金保険被保険者番号は異なっていることから、双方の脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
65 歳のころ、社会保険事務所へ国民年金の裁定に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、元同僚は、脱退手当金をもらっておらず、老齢厚生年金として受給しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の31か月の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 40 年 9 月 11 日まで
平成 20 年 3 月または 4 月ごろに、社会保険事務所において厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、当時は、脱退手当金という制度があり一時金がもらえるということを知らず、社会保険事務所から脱退手当金に関する通知を受けたことや、脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 9 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無く、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から38年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった同社の失業保険名簿により、申立期間のうち、昭和37年6月1日から38年2月2日までの期間については、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、入社後短期間で退職する従業員がいたことから、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させず、当該期間については、給与から厚生年金保険料を控除せず、加入手続きも行っていないと供述している。このことは、上記失業保険名簿により、申立人と同時期に同社に入社したことが確認できる複数の従業員についても、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無いこと、又は、入社後数か月が経過した後に厚生年金保険の被保険者になっていることから推認できる。

また、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付している。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 3 年 11 月 30 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に平成 3 年 11 月 30 日まで勤務したため、同年 12 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社が保管している労働者名簿から、申立人が同社を退職した日は平成 3 年 11 月 29 日であることが確認できる。

また、A社が保管している賃金台帳から、平成 3 年 11 月の厚生年金保険料の控除がないことが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 3 年 11 月 30 日であり、申立人の主張する同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 30 日から 37 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間①及び②を含め、昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月まで継続して勤務していたと申し立てているが、同社は、既に解散しており、事業主は所在が不明である上、申立人が記憶している同社における上司及び同僚は、既に死亡しているため、これらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立期間①及び②に申立人が同社に勤務していたことを記憶している従業員はいなかった。

また、申立期間①については、上記複数の従業員によると、A社では、3か月から1年程度の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、申立期間②については、上記のとおり、従業員等から申立人の勤務の実態に関する供述を得ることができない上、申立人は、25歳で建材業を創業したとしているものの、A社を退職した時期についての明確な記憶が無く、同社に勤務していた期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主によ

る控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 29 日から同年 12 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の加入記録は昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 2 月 29 日となっているが、同社には 34 年 3 月 1 日から 35 年 12 月 20 日まで勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B法人（現在は、C法人）では、昭和 36 年 4 月 1 日から教員として勤務していたので、申立期間③の期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立期間当時の上司及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立期間①については、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、同社では、6か月から1年程度の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入させず、保険料も控除されていなかったとしている。

次に、申立期間②については、当時、経理を担当していた従業員は、「当時、理由は記憶していないが、事務職や管理職を除き、申立人のような接客を担当する従業員については、厚生年金保険の資格を喪失させることとし、健康保険については、D国民健康保険組合に加入させる手続きをした。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において、昭和 35 年 2 月 29 日に申立人を含む 60 名以上の被保険者が厚生年金保険の資格を喪失しており、その後、39 年 6 月 1 日に 40 名以上が厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該期間に A 社に接客を担当する従業員として勤務し、昭和 35 年 2 月 29 日同日に申立人と同じく厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の中には、その後昭和 36 年 4 月以降国民年金に加入し、その保険料を納付している者がいたことも確認できる。

これらのことから、申立期間②については、上記経理担当職員の供述のとおり、申立人を含む A 社の接客を担当する従業員は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間③については、申立期間当時の同僚の供述により、申立人が、申立期間当時、B 法人に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主から提出のあった厚生年金保険被保険者資格取得届では、申立人の資格取得日は昭和 36 年 7 月 1 日となっており、事業主は同日を資格取得日として社会保険事務所に届け出たものと認められる。

また、申立人の E 共済組合における健康保険加入記録についても、上記厚生年金保険の資格取得日と同日である昭和 36 年 7 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の B 法人に係る厚生年金保険の被保険者名簿では、昭和 35 年 4 月 1 日に 12 人が厚生年金保険の資格を取得し、その後、39 年 4 月 1 日に 23 人が取得するまで、申立期間を含む 36 年から 38 年までの期間については 4 月に厚生年金保険の資格を取得している者はおらず、当該期間中、35 年 6 月 1 日に 42 人、36 年 7 月 1 日に 8 人、37 年 5 月 1 日に 11 人、38 年 5 月 1 日に 13 人と複数の者が 4 月以外の月に資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、入社してから厚生年金保険の資格を取得するまでの間に 1 年から 3 年程度の期間があったとしている。

また、事業主は、申立期間当時の状況を確認できる資料を保有していないため、申立人の状況は不明としているが、当時は、3 か月程度の試用期間を設けていたかもしれないとしており、当該期間は、上記健康保険の加入状況から判断しても、厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったはずであるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から 48 年 4 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 10 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 5 月から同年 9 月まで

昭和 39 年 4 月に初めて就職してから、会社に勤務している期間は厚生年金保険料を支払っていたはずである。社会保険事務所の記録では、上記申立期間に係る 4 社の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 47 年 1 月から 48 年 4 月まで A 社及びその継承会社である B 社に勤務していたと申し立てているが、いずれの事業所も既に存在せず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の A 社及び B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、A 社及び B 社において申立期間当時の総務部長であった者によると、申立期間当時は、厚生年金保険への加入を拒む者が多かったことなどの理由から、申立人のような一般営業職社員は、原則として厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかったと供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立期間当時の事業主の供述により、正確な期間

は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業主によると、C社は会社の規模も小さかったため、顧問税理士と相談し、厚生年金保険及び政府管掌健康保険に加入せず、各自任意で国民年金に加入することとし、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

また、当該事業主は、上記供述のとおり、申立期間に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、D社から提出のあった社員名簿により、申立期間とは異なるが、申立人が、昭和61年10月27日から62年3月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社からの回答によると、申立期間当時は、管理職及び事務職の社員のみを厚生年金保険に加入させ、申立人のような一般の営業職社員は、厚生年金保険に加入させず、当該営業職社員からは厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、社会保険事務所のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、上記事業所からの回答と同様の供述が得られた。

さらに、D社が加入しているE健康保険組合に照会したが、当該健康保険組合においても申立人の加入記録は存在しない。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間④については、F社の申立期間当時の役員の供述により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該役員の供述によると、F社では、1年間以内の試用期間を設けており、試用期間経過後、正式採用を決定してから厚生年金保険に加入させていたが、申立人は当該試用期間中に退職したため、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、社会保険事務所の記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年7月1日であり、申立期間のうち、同年5月1日から7月1日までは厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該役員によると、当該期間は当然に厚生年金保険料を従業員の給与から控除していなかったと供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 43 年 5 月 1 日まで

昭和 33 年 1 月に A 事業所を開業し、社会保険に加入していたはずであるが、社会保険事務所の記録では、43 年 5 月 1 日から厚生年金保険に加入となっており、申立期間の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 1 月に A 事業所を開業したため、同日から厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 4 月 1 日であることが確認できるが、個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、事業主は厚生年金保険の加入資格がないため、同事業所の事業主である申立人については、厚生年金保険の被保険者にはならない。

また、B 国民健康保険組合の記録によると、申立人は、昭和 34 年 2 月 1 日から 43 年 4 月 30 日まで、同組合の国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、C 法人の関係者によると、上記国民健康保険組合の記録等から判断して、申立人は、社会保険事務所の記録どおりに、昭和 43 年 5 月 1 日から厚生年金保険及び政府管掌健康保険に加入したものと考えられると供述している。

以上から申立人は、昭和 39 年 4 月 16 日に C 法人として法人化された以降の期間は厚生年金保険の被保険者となることができるようになったものの、厚生年金保険の資格を取得する手続きを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月12日から41年12月30日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和35年9月30日から平成6年11月20日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中は、父の葬儀のため母国であるB国に帰国していたが、厚生年金保険に加入していたまものはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあったA社の退職証明書により、申立人は、昭和35年9月30日から申立期間を含め平成6年11月20日まで同社に在籍していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和40年10月12日に厚生年金保険の資格を喪失後、41年12月30日に資格を再取得していることが確認できる。そして、申立人は、申立期間は、父の葬儀のため母国であるB国へ出国したが、家庭の事情により日本に戻るができなくなったため、会社と相談した結果、休職扱いとなった期間であると供述しており、申立人から提出のあったパスポートの写しにより、申立人は、40年4月13日にB国へ出国していることが確認でき、A社の社員就業規則の休職に係る規定により、欠勤から6か月後の同年10月12日から休職となっていることが推認できる。このことについて、A社は、同社の社員就業規則及び社員賃金規定によると、欠勤期間中は、正当な理由があれば給与を支給する場合があるが、休職期間中は、給与を支給しない取扱いとなっており、厚生年金保険料を給与から控除していないとしていることから、事業主は、「厚生年金保険被保険者の休職ならびに徴用せられたる場合の取り扱いに関する件」（昭和19年10月3日年保受第38号）の休職中給与を全く支給されない場合で名義

は休職でも実質は使用関係の消滅とみるのを相当とする場合には、被保険者の資格を喪失することができるとの規定に基づき、いったん、申立人の厚生年金保険については、被保険者資格の喪失手続を行ったものと判断することが妥当である。

また、申立人から提出のあったパスポートの写しにより申立人が昭和 41 年 12 月 29 日に帰国していることが確認できることから、被保険者資格の再取得が同年 12 月 30 日であることに不自然さは無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。この期間は、同病院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は無いが、申立期間当時、A病院に勤務していた複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人が、同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、A病院は、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書の記載内容は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しており、申立人の資格喪失に係る記載のある通知書は無いため、申立人については、同事業所では被保険者となっておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立人が記憶している申立期間当時の複数の同僚の連絡先が不明のため、社会保険事務所のA病院の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況を確認したところ、二人の従業員は申立人のことを記憶していたが、申立人は、正職員の准看護師ではなく、看護の助手のような仕事をしていたと供述しており、厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 56 年 9 月から申立期間を含む 59 年 3 月までの期間は、国民年金保険料の法定免除を受けており、59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、国民年金の申請免除手続を行っていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険

被保険者原票には申立人の記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。

なお、申立人は、申立期間当時、B区役所から厚生年金保険料の未納分を納入するよう連絡を受けて、8万円を納入したと主張しているが、B区役所の年金担当は、同区役所から厚生年金保険料の未納分の納入を被保険者に指示することはあり得ないとしている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は無いが、申立人が記憶していた同僚の供述により、期間は不明であるが、申立人が運転手としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間に係る申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚のうち、連絡が取れた同僚二人に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、一人の同僚は申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況等については分からないとしており、残る一人は申立人のことを記憶していない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は、当時の同社では、事務系及び営業系以外の社員の一部については、手取り賃金が減るため、社会保険加入を断る者もあったと供述している。そして、申立人が氏名を記憶していた運転手の同僚3人のうち、2人については、社会保険事務所の同社の被保険者名簿に

氏名が見当たらないことから、申立期間当時、同社の事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年2月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和38年5月1日に同社に入社後、平成8年7月末まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元人事担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に昭和38年5月1日から申立期間も含め平成8年7月31日まで勤務していたことが推認される。

しかし、社会保険庁のA社のオンライン記録から、申立人は、平成3年5月1日に厚生年金保険の資格を喪失後、4年2月1日に資格を再取得していることが確認できる。そして、申立人から提出のあった嘱託（常勤）雇用契約書によると、申立人は、A社と平成4年2月1日から嘱託（常勤）雇用契約を締結しており、申立期間の嘱託（常勤）雇用契約書は無い。

このことについて、A社は、申立期間当時の人事担当者及び給与担当者に確認したところ、当時の申立人は、年金を受給しながら給与が支給される年金併用制度の利用者であり、在職老齢年金をより有利に受給できるよう試行錯誤していた関係で、申立期間については、申立人は、同社で嘱託（常勤）雇用ではなくアルバイトとして雇用しており、厚生年金保険には加入させていないと供述していることから、厚生年金保険料を給与から控除していないとしている。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、平成5年1月20日に年金裁定を受け、平成3年5月までさかのぼって在職老齢年金を受給しており、申立期間中は、満額受給期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険

料が控除されたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 16 日から 45 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 45 年 3 月末まで同社に勤務し、脱退手当金受領後も厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、退職日は特定できないものの、申立人が申立期間中、同社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、同社における昭和 34 年 11 月 1 日から 38 年 11 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を自ら請求の上、同年 12 月 17 日に受領しており、申立人もその事実を認めている。一方、申立人は、脱退手当金を受領後もA社で勤務しており、会社から将来困るだろうと言われて、厚生年金保険の資格の再取得の手続をしてもらい、受領した脱退手当金も返納したと主張しているが、社会保険事務所は、厚生年金保険被保険者が脱退手当金受領後、受領した脱退手当金を返納することは制度上不可能であると説明している上、申立人が昭和 45 年 3 月まで同社に勤務していたと記憶している同僚についても、39 年 12 月 15 日に脱退手当金を受領後、同社において厚生年金保険の加入記録が無いことから、同社が、脱退手当金受給者に対して、厚生年金保険の資格の再取得の届出を行ったとは考え難い。

また、A社は、既に解散しており、事業主は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については確認ができないとしている。そこで、申立人が記憶している当時の複数の同僚のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、申立人のことを記憶しているが、厚生年金保険の加入状況については分からないとし

ており、また、社会保険事務所の同社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、二人の従業員が申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

さらに、申立人は、申立期間の勤務状況について、週2日、1日3時間程度経理の仕事を在宅で行っていた、と主張しているが、このような勤務内容では厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしておらず、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 28 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚である夫及びA社の当時の複数の従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社では、昭和 46 年に発生した火災により、申立期間当時の従業員に係る資料を焼失したため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

また、申立人は、申立期間当時の上司や同僚を全く記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に照会したが、連絡の取れたいずれの従業員からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

さらに、申立人の夫が記憶している申立期間当時のA社における申立人の同僚3人については、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿にはいずれの者の名前も記載されておらず、これらの者の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。このことから、同社では、申立期間当時、何らかの事情により、同社に入社したすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけでは

なかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 18 年 4 月に入社し、同年 10 月に労働者年金保険の被保険者資格を取得したと記憶しているため、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険法の適用準備期間以降に書き換えられた健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の被保険者資格取得日が昭和 18 年 10 月 10 日であることが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記被保険者名簿の申立人の欄及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「○改」との押印が確認でき、この記載は、昭和 19 年 10 月 1 日の制度改正によって労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者の適用範囲が拡大されたことにより被保険者になったことを表すものであることから、逆にその前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったことを裏付けている。

また、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は、「勤務のうち半分程度は力仕事に従事していたものの所属は事務所職員であった」旨供述しており、また、同一職種で同じ業務に従事していたと申立人が記憶している同僚も、上記被保険者名簿の該当欄には「○改」との押印が確認でき、19 年 10 月 1 日より前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったことが認められる。

さらに、申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証には、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和19年6月1日である旨記載されているが、厚生年金保険法では、19年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 11 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険第四種被保険者期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 55 年 4 月にそれまで勤務していた会社を退職後、すぐに社会保険事務所で第四種被保険者の資格取得手続を行った記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を昭和 55 年 4 月に退職後、同年同月に社会保険事務所において厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の届出の手続を行ったため、申立期間も厚生年金保険第四種被保険者であった旨申し立てている。

しかし、申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所が保管している厚生年金保険第四種被保険者に係る名簿を見ると、申立人の欄に係る「取得年月日」欄に「昭和 55 年 9 月 1 日」、「喪失年月日」欄に「昭和 56 年 1 月 15 日」、「備考」欄に「昭和 61 年 9 月 1 日」とそれぞれ記載されていることが確認できる。当該記載等について同事務所では、「申立人は、昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得し、このまま第四種被保険者として厚生年金保険料の納付を続けた場合には、61 年 9 月 1 日に 240 月の厚生年金保険の受給資格期間を満たすこととなるところ、56 年 1 月 5 日に他の適用事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、同日に第四種被保険者資格を喪失したものである」と回答している。申立人が主張するとおり昭和 55 年 4 月に資格取得手続を行った場合、240 月の厚生年金保険の受給資格期間を満たすには、申立人の欄に係る「取得年月日」欄に「昭和 55 年 4 月 11 日」、「備考」欄に「昭和 61 年 4 月 1 日」とそれぞれ記載されるはずであり、社会保険事務所がこれら二つの記載欄への記載を共に誤るとは考え難い。

また、上記厚生年金保険第四種被保険者に係る名簿では、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している被保険者が、申立人の欄の前に 41 人確認でき、これらの者がおおむね時系列に記載されている状況がみられる上、申立人が厚生年金保険の第四種被保険者資格を同年 9 月 1 日に取得するまでの申立期間について、同名簿には厚生年金保険整理番号の欠番が無く、訂正等もないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の届出の方法及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付については、妻が行っていたと主張しているが、申立人の妻は、申立期間に係る納付金額、納付回数等に関する記憶が明確ではない。

加えて、申立人及びその妻が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月16日から21年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和18年から徴用により軍需工場に勤務し、19年8月に召集によりC軍に入隊、20年8月末に除隊したが、同年9月より同社に出社した。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年8月16日から20年9月1日までの期間については、D省E局が保管する申立人に係る人事記録により、申立人がC軍に入隊していたことが確認できることから、同期間は厚生年金保険被保険者となることはできない。

また、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間については、申立人は復員後からA社に継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、B社では、当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員は、いずれも死亡又は連絡先等が不明であるため供述が得られず、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人が「自分と同時期に復員し、A社に入社した」としている同僚は、社会保険事務所の記録では、いずれも申立人と同日の昭和21年4月1

日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿には、終戦後の20年9月1日から21年3月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員が1人も確認できない上、21年4月1日に被保険者資格を取得している者が申立人を含め14人確認できる。このことから同社では、終戦から21年4月1日までの期間に復員し、同社に入社した従業員について、同日にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。
しかし、A社の給料明細書により申立期間の厚生年金保険料が控除されていることは明らかなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 2 年 6 月 30 日まで勤務したため、同年 7 月 1 日が正しい厚生年金保険の資格喪失日であり、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張する。

しかしながら、申立人が提出したA社の給料明細書を確認したところ、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことが推認される上、雇用保険の加入記録から、申立人がA社を退職した日は平成 2 年 6 月 29 日であることが確認でき、また、同社が加入する厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届では、申立人の資格喪失日は、同年 6 月 30 日であることが確認できる。

さらに、申立人と同日（平成 2 年 6 月 30 日）にA社に係る被保険者資格を喪失している従業員 5 名の中で連絡の取れた 3 名のうち、申立期間当時における同社の退職日の取扱状況について記憶していた 1 名は、同社は、月末ではなく、最後の出勤日を退職日としていたと証言している。

なお、申立期間当時のA社の業務を引き継いでいるB社では、申立期間当時における人事関係及び厚生年金保険関係の資料を廃棄していることなどから、申立人に係る退職日や厚生年金保険料の控除等について不明としており、このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
平成 19 年 10 月に、軍需工場に勤務していた申立期間当時における厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を支給されている記録がある旨の回答をもらった。
しかし、その当時、脱退手当金の制度があることを知らなかった上、それを受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている従業員について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人と同じ昭和 20 年 9 月に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者 19 名のうち、21 年 5 月 2 日に 8 名、また、同年 5 月 7 日及び同年 6 月 13 日に各 3 名が支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給日や支給金額など、脱退手当金を支給したことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 12 月 30 日まで

平成 20 年 3 月に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 組合及び B 協会に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らなかったため、脱退手当金の請求を行うはずはなく、また、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給対象となる事業所（B 協会）に係る申立人の被保険者資格喪失日（昭和 36 年 12 月 30 日）の前 2 年及び後 4 年以内に被保険者資格を喪失した記録があり、脱退手当金の受給要件を満たす女性 9 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名について脱退手当金の支給記録があり、このうち 5 名は、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 2 月 26 日に脱退手当金の支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和20年10月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した在職証明書及び人事記録により、申立人は申立期間を含む昭和20年10月10日から平成元年12月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の担当者は、申立期間当時の申立人の給与支払、厚生年金の加入の状況について確認できる資料を保有しておらず、また、当時の給与支払、社会保険事務等の関係者は不明であるので、申立人の給与から厚生年金保険料の控除等について確認することはできないと供述している。

そこで、A社の提出した資料及び社会保険事務所のA社B工場に係る被保険者名簿から、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同時期の昭和20年10月にB工場に入社したことが確認できる3名の厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同日の21年4月1日であり、入社後6か月経過後に厚生年金保険に加入していたことが確認できる。このため、A社B工場では、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったことが認められる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人の記憶が曖昧であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 4 日から 43 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、昭和 42 年 8 月から同社に住み込みで働いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票から、申立人が昭和 42 年 8 月 4 日からA社の所在地に居住していたことが確認でき、申立期間当時、同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録が無く、当時の事業主は死亡し、A社の現在の事業主も、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除等について確認することができない。

また、申立期間当時の申立人の上司（店長）は、同社では厚生年金保険の加入手続を行うことなく保険料を給与から控除していたことはないとしており、かつ、入社後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うことがあったとしているところ、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚一人は、同社に入社後、半年程度経過してから厚生年金保険に加入したことが確認できる。

さらに、申立期間における社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月ごろから同年 7 月ごろまでの数か月
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた期間が未加入である旨の回答をもらった。同社には数か月間勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録が無く、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、同社での上司、同僚等の氏名を一人も記憶しておらず、同社の取締役等に申立人の厚生年金保険料控除の有無等について聴取しようとしても連絡先が不明なため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成 5 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している人事発令(人事の件)並びに社員カードの在職履歴の記録により、申立人はA社を平成 5 年 3 月 30 日に退職したことが認められる。

また、A社が保管する健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金加入員資格喪失通知書により、申立人が平成 5 年 3 月 30 日に資格喪失したことが確認できる。

さらに、申立人が入社した平成元年 9 月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社では、厚生年金保険料を翌月に控除していたことが推認でき、申立人の同社における最後の給与である 5 年 3 月分の保険料控除額が給与明細書で 1 か月分であることが確認できることから、申立人の同年 3 月分の保険料は控除されていないと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 10 日から 37 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の事業主の息子（現在の事業主）及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同社は当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間当時の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人が勤務していたことを記憶している3人は、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所の同社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 38 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る供述は具体的であり、期間は特定できないものの申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間当時は厚生年金保険の強制適用事業所に該当しないため適用事業所となっておらず、また、A社の申立期間当時の社長の妻は、厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 60 年 6 月 1 日以前は厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、社会保険事務所の被保険者名簿から新規適用時に在籍していた経理担当者に確認したところ、「私が昭和 60 年に新規適用の手続を行った。それ以前は、厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月25日から同年11月30日まで
申立期間にA社B支社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間にA社B支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社B支社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、昭和47年にA社に入社した当時の同社B支社長は、「入社時にはA社B支社は厚生年金保険に入っていなかった。」と供述しており、また、同年に同社同支社に入社した元総務担当者は、「申立人の申立期間当時に同社同支社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認するための手掛かりは得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
A財団で勤務している期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には平成17年3月28日から勤務しているため、同期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A財団から提出された労働契約書から、申立人が平成 17 年 3 月 28 日から同財団に勤務していることは確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時、A財団では採用した従業員に対して2か月以内の試用期間を設けており、この間は従業員を厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述しており、このことについては、申立人も同財団において採用時に説明を受けていたことを供述している。なお、平成19年入社の際の申立期間当時の同僚も同財団では、採用時に2か月間の厚生年金保険に加入させてもらえない期間があったことを供述している。

また、申立人が提出している給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 28 日から 48 年 8 月 21 日まで
昭和 45 年 5 月 28 日から 49 年 3 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社に対する照会回答結果及び同僚の供述から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険加入記録の内容は、申立人の社会保険事務所の記録と一致しており、申立期間に係る記録の記載は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、期間は少し相違するものの、A 社において、申立人と同様に厚生年金保険加入記録の空白が生じている被保険者が 2 名確認できる。なお、このうちの 1 名は、加入記録の空白期間の始期が申立人と同日であり、「当時、厚生年金保険の加入をやめるような話を聞いたような気がする。」と供述している。

さらに、A 社では、申立期間当時の賃金台帳及び給与明細書等は保存されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除の有無は確認できないとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 11 日から 59 年 5 月まで

A社に入社した際に、同社が社会保険に加入していることを確認したが、同社に勤務した5年間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出しているA社勤務時の写真及び同僚の供述により、申立人が同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立内容について「昭和 54 年 5 月 11 日から 57 年 4 月までは自営業をしていて倒産した。その後、上京して1年は社会保険の無い店で働いた。」と供述した後に、これを否定するなど、供述内容に一貫性が無い。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に記載のある従業員19名に照会し回答のあった10名のうち、申立人を知っているとの回答があったのは2名であり、この2名に申立人の勤務期間を確認したところ、昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険加入の1名は「申立人は自分より1年ほど後に入社した。」、59 年 4 月 1 日に同保険加入のもう1名は「申立人は自分より前に入社した。」と供述しており、申立人の同社の在職期間は1年未満（昭和 58 年 10 月ごろから 59 年 5 月ごろ）であったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA社の経理課長は、従業員の厚生年金保険加入の取扱いについて、「通常は入社後1か月以内に厚生年金保険に加入させていたが、住民票の提出を義務付けており、提出できない者及び本人が希望しない場合には加入させていなかった。」と供述している。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 57 年 4 月から 58 年 3

月までの期間について国民年金保険料の申請免除期間となっており、申立人は同申請免除の手続のため、D県E社会保険事務所にD県F町発行の56年所得証明書を提出していることから、申立人は、昭和56年当時にはD県F町に住民登録していたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 25 日から 46 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてはA社に勤務していたと思うので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、申立期間当時の上司及び同僚の供述から、申立人が、申立期間についても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間のうちの昭和45年2月10日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、上述の上司及び同僚は、申立人が正社員ではなかった可能性が高い旨の供述をしている。

さらに、A社では、同社及び同社のグループ各社においても、申立期間について申立人に関する資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等の実態は分からないとしているほか、社会保険事務所の同社のグループ各社に係る事業所別被保険者名簿にも、申立期間について申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月ごろから平成 2 年 11 月ごろまで
② 平成 4 年 7 月ごろから 6 年 10 月ごろまで
③ 平成 6 年 12 月ごろから 12 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。入社及び退社時期については明確に覚えていないが、申立期間①はA社に、申立期間②及び③はB社に、それぞれ勤務していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は申立てに係る事業所に勤務していたと申し立てしているところ、社会保険事務所の記録から、これら事業所が、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立期間当時の事業主等とは連絡を取ることができない上、申立人は、申立てに係る事業所の入社時期及び退社時期については、明確に覚えておらず、同僚の氏名に関する記憶も無いので、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 3 月 10 日まで
② 昭和 41 年 3 月 16 日から 44 年 8 月 21 日まで

平成 20 年に、社会保険事務所で過去に勤務した事業所分の年金記録を統合した際、最後に勤務していた 2 事業所分について脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。

しかし、当該期間について脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、納得がいかないので、記録を訂正し、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 6 月 10 日まで
平成 12 年(57 歳のとき)に社会保険事務所で年金記録を照会した際、脱退手当金を支給済みである旨を知らされた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、脱退手当金の支給記録に納得できないので、当該支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 10 月 27 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 26 日まで
平成 20 年 12 月に、社会保険事務所で厚生年金の加入記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたこととなっている旨の説明を受けた。

しかし、申立期間の事業所を退職したのは、東京の学校へ入学するためであり、また、以前から両親の金銭的援助を受けており、社内預金もしていたので、脱退手当金を受給する必要はなかったし、受給した記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月の前後おおむね 1 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 7 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 13 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。同社には同年 3 月末日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までA社に勤務していたと申し立てているが、同社の回答では「当時の従業員に関する資料を残していないこと等から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことを確認できず、また、申立期間の厚生年金保険料の控除等も確認できない。」としている。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚6名を記憶しているところ、連絡の取れた2名のうち1名は申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職年月日については分からないと供述している。ほかの1名の同僚は申立人の妻であるが、同社を月末に退職したと記憶しているところ、社会保険事務所の記録では昭和 42 年 1 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた3名のうち1名は、「申立人のことを記憶しているものの、自分は、昭和 38 年 2 月 28 日に申立人よりも先に同社を退職しているため退職日については分からないが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は退職日と同じ日になっているので、当時の担当者が間違えたと思う。」とし、元総務課長であったもう1名は、「同社では厚生年金保険の喪失時期について

誤った手続をしており、従業員が月末に退職する場合には、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は月末としていたことを記憶しており、また、厚生年金保険の未加入期間については、厚生年金保険料の控除はしていなかった。」とし、ほかの1名は、申立人のことを記憶していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 ごろから同年 10 月 ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社の現在の事業主は「従業員が毎日出勤するかを確認するため3か月位を試用期間とし、厚生年金保険の被保険者資格の取得は正社員にしてからであった。当時、申立人は試用期間中に入社しなくなったので、社会保険事務所に対する厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を中止し、厚生年金保険料の控除もしていない。」とし、同社の役員で当時の事業主の妻は「当時の中途採用者は、別の事業所と掛け持ちをしていることから無断欠勤することがあったので、3か月くらい様子を見て採用の決定をした。」としている。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を7名記憶しているところ、このうち2名は、社会保険事務所の同社における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことが確認でき、連絡の取れた4名のうち2名は、「申立人のことを記憶しているものの、申立期間における申立人の勤務期間や同社における厚生年金保険の加入状況等については分からない。」とし、ほかの2名は、申立人のことを記憶していないと供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた4名の従業員のうち2名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からないと供述しており、ほか

の2名は、申立人ことを記憶していないと供述している。このうち1名は、申立期間当時、同社には3か月の試用期間があったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 2 月 1 日から平成 10 年 9 月 30 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務した時に「はじめて資格を取得した年月日が昭和 34 年 2 月 1 日と記載されている厚生年金保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）」を受領したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保管している被保険者証の記載内容により、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

一方、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 34 年 12 月 1 日であり、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録及びB健康保険組合被保険者加入記録において、申立人が 34 年 12 月 1 日から被保険者となっていることから、双方の記録が社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、A社の回答では、「保管していた面接聴取書により、申立人は同社の面接を 34 年 10 月 1 日に受けており、臨時採用伺により、申立人は同年 12 月 1 日から臨時雇用として採用されたことが確認できる。さらに臨時雇用として採用する前に、アルバイトとして勤務していたのではないかと思われるが、面接日以前に勤務していたとは考えにくい。」としている。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務したと記憶している同僚 2 名は死亡していることから、これらの者から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた12名のうち6名は、申立人のことを記憶しておらず、ほかの6名は、申立人のことを記憶していると供述している。このうち1名は「自分は、臨時採用される前からアルバイトとして勤務していたが、厚生年金保険の加入時期は臨時雇用された時からである。」とし、もう1名は「自分は昭和34年12月に臨時雇用として入社したが、申立人も同じころ入社したのではないかと思う。」とし、ほかの2名は、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと供述している。これらの供述から、A社では、臨時雇用として採用されてから厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月下旬から 51 年 1 月下旬まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 11 月下旬から 51 年 1 月下旬までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社にはクレーン運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された在籍証明書及び同僚の供述により、申立人が、申立期間当時に同社に勤務していたことを推認することができる。

一方、A社の回答では、「申立期間当時の従業員の人事記録や厚生年金保険の加入状況等に関する資料等を保有していないこと、及び厚生年金保険の手続をしていた申立期間当時の事業主が死亡していること等から、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については確認できない。」としている。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚3名を記憶しているところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人の勤務期間は特定できないものの同社に在籍していたと思うが、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況等については不明である。自分は入社して4か月後に厚生年金保険に加入しているが、未加入期間について厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている。ほかの1名は、「申立人のことを記憶しているが、1、2か月で退職したと思う。また、当時は、厚生年金保険の加入についての定めは無く従業員の意思に委ねており、さらに、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと記憶しているので、申立期間において申立人は厚生年金保険料を控除されていないと思う。」としている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立

期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた3名は、申立人のことを記憶しておらず、また、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については不明であると供述している。このうち1名は、「自分はクレーン運転手であるため、同社にクレーン運転手として在籍しているのであれば、先輩や同僚等に関して知らない者はいない。」とし、ほかの1名が申立期間当時、見習いで1年以上勤務していたと記憶している2名は、社会保険事務所の同社における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には平成 17 年 4 月 1 日から勤務しているため、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳では、平成 17 年 5 月 10 日に支給された最初の給与から厚生年金保険料が控除されておらず、同年 6 月 10 日に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料及びその他の社会保険料については、翌月支給の給与から控除する取扱いであり、申立人については、5月支給の給与から厚生年金保険料が控除されていないので、申立期間の厚生年金保険料は控除していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年11月1日まで
② 昭和22年11月1日から23年5月1日まで
③ 昭和26年10月1日から27年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、女学校卒業後に学校の紹介で就職したA社に勤務した期間、その後に和文タイピストとしてB社に勤務した期間及びウエイトレスとしてC事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。これらの勤務期間中に事業主から厚生年金保険料を控除されていたので、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和24年8月1日であることが確認できる。

また、申立期間にA社に勤務していた従業員3名は、申立人のことを記憶していないと供述していることから、申立人の勤務状況が確認できない上、このうち1名は、同社が適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

さらに、当時の事業主、社会保険事務担当者は、既に死亡しており、申立人は上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者からも申立人の勤務状況及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立期間①において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人は、B社に和文タイピストとして勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、Bという名称の

事業所が、申立人が勤務していたとする地域に存在した形跡は無く、また、法務局の商業登記簿でも、同社の存在が確認できない。

また、申立人が記憶している事業主の氏名は、社会保険事務所の記録に無く、申立人は、上司、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者からも申立人の勤務状況及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立期間②において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、申立人は、C事業所にウェイトレスとして勤務していたと申し立てているが、昭和26年7月1日以降、D軍要員のうちクラブ等など非軍事的業務に使用されるに至った者は、厚生年金保険の強制被保険者では無くなった上(昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知)、E局で保管するF事務所の厚生年金保険被保険者台帳に申立人の名前の記載は無い。

また、申立人は、C事業所における上司、同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務状況及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立期間③において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 31 日から 45 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 法人 B 学生寮に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同学生寮には、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで昼間は学校に通いながら継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 法人 B 学生寮に勤務していた期間は、昼間に学校に通い、夕方・夜間に仕事をしていたと供述しているが、申立人が通学したとする学校は、申立人が昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで在籍していたことは確認できるが、それ以前の在籍は確認できず、44 年 3 月以前は一定の履修時間を要する本科生ではなかったと思われると供述している。このことから、44 年 4 月以降に申立人の学校での履修時間等に変更があり、それに伴い、同学生寮での勤務形態にも何らかの変更があったものと推察される。

また、A 法人は、当時の資料が無く、申立期間を含め申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができないと回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚 3 名全員、及び社会保険事務所の A 法人 B 学生寮に係る被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった複数の従業員のうち、連絡の取れた 3 名全員が、申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務状況については分からないと供述している。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の被保険者期間は、昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 30 日までの期間であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 41 年 5 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 34 年 3 月 10 日から 41 年 5 月 30 日までの期間の記録が無かった。しかし、当該期間に同社に勤務していたことは確かなので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことはいかがえるが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 52 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が記憶している上司、同僚の 4 名のうち、2 名は、会社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 52 年 9 月 1 日以前は、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述しており、残る 2 名は、控除されていたかどうかは不明であると供述している。

さらに、A社は、当時の資料が無いため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除等については、不明であると回答している。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和 36 年 10 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録が無いほか、事業主から後輩に当たる同僚までの整理記号番号に欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

また、同社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、試用期間を設けていたとしており、申立人と同時に入社したとする同僚の加入記録は入社から半年経過した昭和 37 年 4 月 20 日であることが確認できるが、事業主は、申立期間当時の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険資格の届出、保険料の控除について不明であるとしている上、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか、よく覚えていないと供述しているなど、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、同社は、昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、それと同日に事業所を移転し業務を開始しているが、申立人が移転後の同社で同一事業主の下で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録が確認できるなど、申立期間直後において事業主が社会保険事務所に適切

に届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2521 (事案 120 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月29日から35年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和29年7月から勤務しており、入社時の同月分のみ厚生年金保険料が給与から控除され、申立期間の保険料が控除されていない記録とされていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、私が記憶している同僚二人の厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないなどの理由から、認められなかった。

その後、新たに、厚生年金保険の被保険者記録があるはずの同僚一人を思い出したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶していた同僚二人の記録が見当たらない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月17日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに同僚一人を思い出したとしているが、その同僚は、同社の厚生年金保険被保険者名簿では加入記録を確認できるものの、既に死亡していることから、当該記録が当該同僚の勤務期間と一致しているか確認できず、入社と同時に加入していたかどうか確認することができない。また、申立期間当時の申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

そこで、同社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間同時に同社に勤務していた複数の従業員に対して、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控

除等を照会したものの、申立人が厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の記憶として、昭和 35 年 9 月当時の勤務先建物の構造や店舗名を供述しているが、当該店舗は 33 年ごろに改装され、店舗名も変更されていたことを複数の従業員が供述していることから、申立人の記憶が時期的にずれていることがうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、有給休暇を取得し、申立期間も雇用関係は継続しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有給休暇を取得し、A社において雇用関係が継続していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、雇用保険の記録では昭和 55 年 3 月 25 日に同社を離職したことが確認できる上、同社から提出のあった人事異動書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書でも同日付けで同社を退職したことが確認でき、申立期間当時、厚生年金保険被保険者として勤務していたことがうかがえない。

また、事業主は、申立人の申立期間について、退職辞令日以降の有給休暇の取得はあり得ず、申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していないと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月から 36 年 10 月まで
A製造所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA製造所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人によりA製造所が所在しているとされる地区には、同製造所名の厚生年金保険の適用事業所は存在せず、また、同記録によると、同地区が含まれるB県内には、同社と類似した名称の適用事業所が3社あるものの、同3社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名及び申立人が記憶している代表者の氏名は確認できない。

さらに、商業登記簿によると、申立人が申し立てている事業所名と同じ名称の事業所(合資会社として設立)が、B県内(申立ての地区とは別の地区)に、存在することが確認できるが、同事業所の代表者の氏名は申立人が記憶している代表者の氏名とは異なっている。

加えて、申立人は、A製造所の代表者の住所等を承知しておらず、上司及び同僚を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について事情を聴取することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在籍証明書により、申立人が申立期間に同事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 11 月 1 日であり、申立期間について、同社は適用事業所となっていない。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳が保存されておらず、また、当時の担当者も不明のため確認できないが、申立期間に同社が厚生年金保険の適用事業所になっていないのであれば、申立人の保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、A社において、当時の社会保険及び給与計算事務担当者と申立人が主張している従業員に照会したが、同氏は、「社会保険事務を担当しておらず分からない。」と回答しており、申立内容に係る事情について聴取することができなかった。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在籍証明書により、申立人が申立期間に同事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 11 月 1 日であり、申立期間について、同社は適用事業所となっていない。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳が保存されておらず、また、当時の担当者も不明のため確認できないが、申立期間に同社が厚生年金保険の適用事業所になっていないのであれば、申立人の保険料を控除していないと思う。」と回答している。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 6 日から同年 7 月 15 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録により、申立人が、昭和 63 年 5 月 9 日に同社に入社し、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の人事担当者が、同社では、従業員の入社後に一定期間の試用期間を設けており、同期間経過後に、従業員を厚生年金保険に加入させていたと記憶しているとしている。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した従業員 4 名に照会したところ、2 名から回答があり、2 名とも、同社で厚生年金保険に加入したのは、入社後 2 か月経過した後であったことを供述している。

さらに、B健康保険組合における申立人の資格取得日は昭和 63 年 7 月 15 日とされており、同資格取得日は、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険の資格取得日の記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。